

茨城県リスクリング推進企業等表彰実施要項

（目的）

第1条 この表彰は、企業人のリスクリングの推進に積極的に取り組み、顕著な成果があった企業（団体を含む。以下、「企業等」という。）を表彰し、先進事例として広く周知することにより、企業等におけるリスクリングの推進の意欲を高め、具体的な取組みを促進することを目的とする。

（表彰者）

第2条 表彰者は茨城県知事とする。

（表彰の対象）

第3条 表彰の対象は、茨城県内に本社、本店、支店または事業所等を有し、次の各号に掲げる要件を満たし、第1条の目的に照らして表彰することが適当と認められる者とする。

- (1) いばらきリスクリング推進宣言企業であり、全ての宣言項目（「リスクリングの方針決定・体制整備」、「リスクリング環境の整備」、「スキル習得機会の提供」、「評価・処遇の改善」）について具体の取組を実施している企業であること。
- (2) 直近3事業年度から推薦時点において、営業停止処分以上の行政処分を受けたことがなく、また、重大な法令違反など表彰することが不適当であると認められる事由がないこと。

（表彰の区分及び基準）

第4条 表彰の区分及び区分ごとの選考基準は次によるものとする。

- (1) ベストプラクティス賞
リスクリングの取組み実績が特に優れていると認められる企業
- (2) グッドプラクティス賞
リスクリングの取組み実績が優れていると認められる企業
- (3) 奨励賞
リスクリングの取組みを行っており、今後成果が期待される企業

（被表彰候補者の推薦）

第5条 被表彰候補者の推進は自薦又は他薦とし、推薦の手続きについては別に定める。

（被表彰者の選考及び決定）

第6条 被表彰者を選考するため、「茨城県リスクリング推進企業表彰選考委員会」（以下、「選考委員会」という。）を設置する。

- 2 選考委員会は、推薦された候補者について第4条に定める基準を踏まえ審査し、被表彰候補者を知事に内申する。
- 3 選考委員会は、必要に応じて、有識者に意見を求めることができる。
- 4 知事は、選考委員会の内申に基づき、被表彰者を決定する。
- 5 選考委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（被表彰者の公表）

第7条 被表彰者の名称及び表彰の理由となる取組内容・成果等は、県のホームページ等で公表する。

(表彰)

第8条 ベストプラクティス賞及びグッドプラクティス賞の表彰は、表彰状及び副賞を授与して行う。

2 奨励賞の表彰は、表彰状を授与して行う。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

この要項は、令和5年10月12日から施行する。

付 則

この要項は、令和7年8月25日から施行する。